

# いわゆる共謀罪法案の閣議決定に反対する声明

本日、政府は、既に3度に亘り廃案となっている共謀罪法案を、「テロ対策」と銘打って閣議決定を行い、今国会に上程・制定しようとしている。

しかし、以下の理由から、当会は、同法案の閣議決定・上程・制定に強く反対する。

## 1 「テロ対策」という目的がまやかしであること

政府は従前、国際組織犯罪防止条約批准のために共謀罪が必要であると主張してきた。しかし、同条約は、暴力団等の越境経済犯罪等の処罰を目的としたものである。にもかかわらず、今回に限り、「テロ対策」を強調することは、東京五輪開催を人質にとって異論の出にくい目的をでっち上げたと言わざるを得ない。そもそも、日本は既にテロ対策の国際条約をすべて批准し、国内法も整備しており、「テロ対策」の法整備は済んでいる。

## 2 共謀罪は行為原則に反する

近代刑法は、刑罰の対象は人の生命・身体・財産等の法益を侵害する「行為」に限られるという行為原則に基づき、既遂犯の処罰を原則とし、未遂犯や予備罪の処罰を限定してきた。しかるに、共謀罪はそのはるか以前の「共謀」段階での処罰を可能にし、法益侵害とは関連のない行動まで不当に制約する点で、自由保障を目的とする行為原則の趣旨に反する。

## 3 市民監視・弾圧の手段となる

共謀罪の主体は「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」とされているが、正当な目的で活動していた集団であっても、性質が変わったと判断されると、「組織的犯罪集団」に該当するとされているから、市民団体も捜査の対象になることは明らかである。

そうすると、捜査機関が、「共謀」がなされていないか、組織的犯罪集団に変じてはいないかと、市民間の会話や通信を傍受し、行動を監視する口実を与えることになる。大垣警察市民監視事件のような、警察による市民監視に拍車をかけることは必至である。

私たちは、そのような監視社会を求めない。自由で民主的な社会を求める。よって、当会は、同法の閣議決定ならびに上程・制定に強く反対する。

2017年3月21日

秘密保全法に反対する愛知の会